

『 奈良県フットサル 罰則規定 』

第1条 登録の不備

- ①大会において登録されていない選手、あるいは、二重に登録された選手が試合に出場する、または、させようとした場合、その試合は行わず後日発覚した場合を含めてそのチームを除名する。その他の措置は、大会規律委員会で協議・決定する。
- ②帯同審判員が、他のチームと二重に登録されていた場合は、後日発覚した場合を含めてそれらのチームを除名する。
- ③本連盟により認められていない者が、試合中にベンチ内に入るなどの違反を犯した場合は、大会規律委員会で協議し、昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る。

第2条 没収試合

試合開始時にゴールキーパーを含む競技者が3名に満たなかった場合は、理由の如何に関わらずその試合は行わず試合結果は0-10として勝ち点3を減ずる。また、そのことが事前に予想される場合は、本連盟へ必ず連絡をしなければならない。チームの代表者は、その理由を記述した書面を当該試合日より2日以内に本連盟に提出しなければならない。本連盟は提出された書面を基に協議し、以下の措置を基本に決定する。なお、チームの代表者が、理由を記述した書面の提出を怠った場合は除名とする。

Div.1(1部)、及び、Div.2(2部)リーグにおいては、一度目の場合、昇格または参入戦・入れ替え戦へ参加する権利を失う。二度目の場合、そのチームの順位は最下位とし、次年度直下リーグへ降格する。三度目の場合、除名とする。

第3条 棄権試合

試合途中に一方のチームが試合を棄権した場合、その試合は打ち切れ、試合結果は試合が打ち切られた時点のスコアから10点差を付けて棄権したチームの負けとする。但し、それまでの得点者は、そのまま有効とし、懲戒措置についてもそのまま有効とする。また、上乘せした得点についてはオウンゴール扱いとする。以後の措置は大会規律委員会で協議・決定する。

第4条 役員派遣等義務違反

- ①チームに割り当てられた審判、及び、役員等の派遣を怠った場合は、理由の如何に関わらず、帯同審判員については、当該チームの勝ち点3を減ずる。
- ②審判証及び審判用具を持参しなかった場合は勝ち点1を減ずる。
- ③マルチボール、記録等役員等については、勝ち点1を減ずる。但し、繰り返し派遣を怠るチームは、大会規律委員会にて協議し、勝ち点の他にさらに追加的罰を与える場合がある。(追加的罰として会場の設営・撤去、及び連盟事業の手伝いをボランティア活動として行う。)
- ④大会運営において、理由の如何に関わらず、運営を担当するチームが運営委員を派遣しなかった場合、大会規律委員会で協議する。

第5条 出場停止処分

- ①大会において、複数の試合で受けた警告が累積で2回（10試合以上で3回）に及んだ選手は、その次の1試合を出場停止とする。また、同選手が累積による出場停止処分を繰り返した場合には、次の2試合を出場停止とする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分となった場合の警告は累積に加算しない。
- ②試合中に退場または退席を命じられた場合は、次の1試合の出場（ベンチ入り）停止とする。それ以降については、大会規律委員会で協議・決定する。なお、他のチームに所属しているものが、チームオフィシャルとして退席を命じられた場合、大会規律委員会で協議し、その理由によっては、自チームでの活動に影響を及ぼす場合がある。

第6条 禁止行為

- ①大会要項にて規定されている禁止事項、及び、その他の遵守すべき事項を守らないチームには、大会規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ②本委員会/連盟に対し非協力的、または大会運営に支障をきたす行為を繰り返すチームには、大会規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。

第7条 器物の損壊

試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合、当該チームにおいて弁済するものとする。故意に器物を破損（未遂含む）した場合は、大会規律委員会で協議・決定する。

第8条 悪質な行為

試合中、練習中を問わず悪質な行為（施設借用に関する行為・危険行為等）があった場合は、試合終結に関わらず、大会規律委員会で協議・決定する。

第9条 除名

本規定により除名処分となった場合は、以後の試合は行わず過去を含め全ての試合の記録を抹消する。但し、そのチームと対戦した試合で受けた懲戒処分については、そのままとする。また、除名処分となったチームに、参加費、及び、登録費等は、一切返還されない。

第10条 その他

- ①勝ち点がない試合の場合は、大会規律委員会で協議し、同等の措置を取る場合がある。
- ②本規定に定められていない事項や、不測の事態が生じた場合は、大会規律委員会の決定に従うこととする。
- ③各罰則規定について、後日事実が発覚し処分された場合、当該事実が発生した日に遡って処分がおこなわれたものとみなす。

第11条 施行

本規定は、2015年 4月 19日から施行する。